

八戸工業大学知的財産ポリシー

学校法人八戸工業大学（以下「本法人」という。）は「正己以格物」（己を正し以て物に格る）を不易の綱領と定め、建学の精神としています。この言葉は、物の道理をよく見極め、広く知識を求め、社会における自己の役割が如何なるものかを、深く認識し、高い倫理性をもって行動することの重要性を説いているものです。

本法人が設置する八戸工業大学（以下「本学」という。）においても、この建学の精神に基づき、社会の負託と時代の要請に応えることを要諦とし、本学が有する個性や特性の発揮により創出する知的財産を広く社会に還元させることが使命であると考えています。

こうした知的財産の取扱いについて、保護、管理及び活用に関する適正な運用を図るとともに、本学における研究活動の推進、知的財産の創出に資することを目的として、以下の知的財産ポリシーを定めます。

I. 対象となる知的財産

1. このポリシーの対象である知的財産は次のものです。
 - ① 特許権の対象となる発明
 - ② 実用新案権の対象となる考案
 - ③ 意匠権の対象となる意匠
 - ④ 育成者権の対象となる品種
 - ⑤ 著作権の対象となるデータベース、プログラム等
 - ⑥ 回路配置利用権の対象となる回路配置
 - ⑦ 商標権の対象となる商標
 - ⑧ 研究開発成果としての有体物
 - ⑨ 事業活動に有用な技術情報及びノウハウ
2. このポリシーでは職務として創出された知的財産を対象とします。職務として創出された知的財産とは、学内で配分された研究費もしくは学外から獲得した研究資金を使用し、または本学の施設、装置等を利用して創出されたもの、本学の業務により創出されたものを言います。

II. 発明評価委員会の役割

1. 本学は知的財産を社会に還元するため、積極的な知的財産の実用化を図ります。
2. 知的財産の創出、保護、活用のため知的財産に関する事項を本学「発明評価委員会」で協議します。また、「社会連携学術推進室」を窓口として知的財産に関する一元管理、学外に対するワンストップサービスを行います。

III. 知的財産の帰属

1. 教職員が職務としてなした知的財産は原則として本学に帰属します。知的財産の①～④については本学「八戸工業大学職務発明規程」に、⑤については本学「八戸工業大学著作権規程」に従います。また、⑥～⑨については「八戸工業大学職務発明規程」を準用します。
2. 学外機関との連携により創出された知的財産については本学「共同研究取扱規程」「受託研究取扱規程」等に基づき締結した契約書に従って帰属します。

3. 本学に帰属している知的財産は定期的にその財産的価値を「発明評価委員会」で評価します。本学が承継しないと判断した知的財産は原則としてその創出者に帰属します。

IV. 発明者への還元

1. 知的財産の①～③、⑥が出願された時、または、知的財産により本学が収益を得た時は知的財産創出者に補償金を交付します。詳細は本学「八戸工業大学知的財産補償金取扱規程」に従います。

V. 教職員の責務

1. 教職員は知的財産に関する情報流出を防止し、守秘義務を遵守します。また、学外機関の連携にともない締結された守秘義務を誠実に実行します。
2. 学生に関しては、基本的に本ポリシーの適用対象者となりませんが、教職員は学生の知的財産創出にともなう貢献度を適正に評価し、学生の不利益にならないよう努めます。